

全国日独協会連合会規約

(名称)

第1条 本会は全国日独協会連合会(以下連合会という)と称する

(目的及び事業)

第2条 本会の目的及び事業は次のとおりとする。

1. 日独親善に資する事業の企画・実行
2. 連合会協会間の相互親睦と連絡協議、並びに情報交換
3. ドイツ独日協会連合会及びその会員協会との相互親睦、連絡協議、情報交換
4. ドイツ大使館他ドイツ諸機関との相互交流、連絡協議、情報伝達
5. その他の関連事業

(事務局)

第3条 本連合会の事務局は公益財団法人日独協会が事務局を兼任する。

(会員)

第4条 日独両国の理解と親睦に寄与するために設立され、本連合会の趣旨に賛同する日独協会または類似名称の協会で連合会総会において入会を認められた協会を本連合会の会員とする事が出来る。

(役員)

第5条 1. 本連合会に次の役員をおく

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名(おおよそ8名以内)

2. 前項の役員のほか、名誉会長(ドイツ大使など)、会長代行、監事を置くことが出来る

(役員を選任)

- 第6条
1. 会長は、副会長会議にて協議、推薦し、連合会総会にて選任する。
 2. 会長代行は、副会長会議にて協議・推薦し連合会総会にて選任、会長がこれを委嘱する。
 3. 副会長は会長が選任し、連合会総会に報告する。
 4. 必要に応じ監事をおくが、連合会総会にて承認を得て、会長がこれを委嘱する。
 5. 名誉会長は連合会総会において選出し会長がこれを委嘱する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

(役員任務)

第8条 1. 会長は本連合会を代表し、その会務を総理する。

2. 会長代行は会長を補佐し、会長に事故ある時、会長が会議・行事などに出席不可能な時、会長の全権委任により会長の職務を執行する。
3. 副会長は会長及び会長代行者を補佐し、第10条の審議を行う。

(会員総会)

第9条 連合会総会が連合会の最高意思決定機関となり、連合会総会は原則として1年に一度開催するものとする。

連合会年次総会の議題には下記項目を含むこととし、下記の1. 2. 3. 4. 項に関しては 連合会会員協会の過半数(委任状を含む)の賛成を以って決定する。

尚、賛否同数の場合には会長の決するところによるものとする。

1. 連合会役員承認・選任
2. 連合会会員の入退会の審議・承認
3. 必要に応じ監事が選任された場合、その報告とその承認
4. その他重要事項の決議
5. 連合会会員間の活動報告を通じての情報交換
6. 連合会会員間の親睦

(副会長会議の開催)

第10条 副会長会議は、本連合会に係わる緊急事項の審議・裁決、年次連合会総会の準備の為に、会長又はその会長代行者が適宜これを招集する事ができる。

(規約改正)

第11条 本規約は連合会総会の過半数(委任状を含む)をもって改正する事ができる。

附則 この既約は、平成20年(2008年)4月15日から施行する。

平成23年10月21日一部改正